

不利益処分の内容	相模原市産業集積促進条例第15条等の規定による奨励措置の適用の決定の取消し等の取扱基準
根拠法令及び条項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和2年相模原市条例第23号)による改正後の相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「現条例」という。)第15条</li><li>2 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和2年相模原市条例第23号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第3期条例」という。)第15条</li><li>3 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成29年相模原市条例第14号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第3期条例」という。)第14条</li><li>4 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第77号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第2期条例」という。)第12条</li><li>5 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成22年相模原市条例第8号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第1期条例」という。)第12条</li></ol>
法令の定め	<p>(奨励措置の適用の決定の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、適用企業等について前条各号のいずれかに該当すると認めるとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することができる。</p> <p>(1) 第9条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により奨励措置の適用の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金が交付されているときは、適用企業等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p>

別紙のとおり

処  
分  
基  
準

設定年月日

平成27年4月1日

最終改定  
年月日

令和2年4月1日

備考

## 相模原市産業集積促進条例第 15 条等の規定による奨励措置の適用の決定の取消し等の取扱基準

### 1 根拠条例

- 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成 22 年相模原市条例第 8 号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(平成 17 年相模原市条例第 56 号)...第 1 期条例
- 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成 26 年相模原市条例第 77 号)による改正前の相模原市産業集積促進条例...第 2 期条例
- 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成 29 年相模原市条例第 14 号)による改正前の相模原市産業集積促進条例...第 3 期条例
- 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和 2 年相模原市条例第 23 号)による改正前の相模原市産業集積促進条例...第 3 期条例
- 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和 2 年相模原市条例第 23 号)による改正後の相模原市産業集積促進条例...(現条例)

### 2 施設整備奨励金、土地取得奨励金及び建物建設奨励金について

施設整備奨励金、土地取得奨励金及び建物建設奨励金については、次の場合分けに従い、奨励措置の適用の決定を取り消した後に返還を求めることとする。

#### (1) 事業所の廃止、撤退

奨励措置の適用の決定のうち施設整備奨励金、土地取得奨励金及び建物建設奨励金(以下「施設整備奨励金等」という。)については、原則として、操業開始から事業所の廃止までの期間が操業継続義務の 10 年に対し、操業していた月数(1 ヶ月に満たない日数は切り捨てる。)を除いた月数を「本来果たすべきであるのに果たせなくなった操業継続義務に相当する月数」と捉える。

この考え方にに基づき、奨励措置の適用の決定のうちから、次の式により返還すべき施設整備奨励金等を算出してその金額分を取り消し、返還を求める。

$$\text{事業所の廃止} = \text{交付額} \times \frac{10\text{年} \times 12\text{ヶ月} - \text{操業月数}}{10\text{年} \times 12\text{ヶ月}} \quad (\text{千円未満切上げ}) \quad \text{の返還}$$

#### 【該当する例】

- 新たに設置した工場を閉鎖し、土地、建物を売却する場合
  - 土地を購入し、建物を建設して操業を開始した企業等が立地計画とは違う内容に全部転換する場合
  - 土地を購入し、建物を建設して操業開始した企業等が土地、建物を所有したまま全部を貸し工場に転用する場合
  - 奨励措置の適用の決定を受けた企業が破産申立てをした場合
- <例> 2 億円の奨励金を交付した企業が 4 年で廃業した場合

$$\text{返還額} = 2 \text{億円} \times \frac{120\text{ヶ月} - 4\text{年} \times 12\text{ヶ月}}{120\text{ヶ月}} = 2 \text{億円} \times \frac{72\text{ヶ月}}{120\text{ヶ月}} = 1.2 \text{億円} \quad \text{の返還を求める。}$$

#### (2) リーディング産業に係る要件(売上又は受注量の合計が全体の過半)を満たさなくなった場合

急激な経済情勢の変化や景気後退等に伴いリーディング産業に係る要件を満たさない期間が原則 3 年続いた場合に当該奨励措置の再算出を行うものとする。

(リーディング産業に関する製品を製造しなくなった場合でも、その他製品を製造していれば、立地場所や立地企業の市内操業年数により奨励措置の対象に該当する場合がある。)

リーディング産業の要件に該当していた期間以外の期間については、奨励措置の適用要件に従って奨励金額を再計算し、各期間の合計額の差額分を返還

上記3年間の確認期間は、企業が体制を整える期間として約1年、その結果が反映される期間として1～2年程度と想定し設定(3年間の状況を確認し、今後リーディング産業に係る製造品目の売上又は受注量の合計が全体の過半となる見込みがあるか検討。審査会の意見を聴きながら判断)

【該当する例】

- ・ 製造品目がリーディング産業に該当する品目から当該産業に該当しない品目へ変わった場合

土地取得奨励金及び建物建設奨励金の額については、次のとおり計算する。

リーディング産業に係る売上又は受注量の合計が全体の過半である期間を「A期間」、半数以下になった期間を「B期間」とする。この場合において、「B期間」における奨励金は原則返還するものとする。ただし、市内で30年以上操業している企業又は新たな都市づくりの拠点への立地に該当する企業の場合は、当該期間における奨励金を算出して奨励金返還額を再計算して返還するものとする。

- ア 事業継続義務の10年のうち、「A期間」分の土地取得奨励金額及び建物建設奨励金額を算出
- イ 新たな都市づくりの拠点への立地に該当する企業の場合は、事業継続義務の10年のうち、「B期間」分の当該立地場所に係る土地取得奨励金額を算出
- ウ 市内で30年以上操業している企業に該当する場合は、事業継続義務の10年のうち、「B期間」分の建物建設奨励金額を算出

上記ア～ウに係る算出方法は「(2)事業所の廃止、撤退」の場合の計算方法に準じる。

「新たな都市づくりの拠点」とは、当麻地区、麻溝台・新磯野地区

- エ 上記ア～ウの合計金額を当該企業への交付すべき奨励金額として、これまで交付した額との差額について返還を求める。

<例> 総投資額100億円(土地取得費30億円・家屋取得費70億円)の企業が操業開始してから5年間はリーディング産業に該当していたが、6年目以降に当該産業に該当しなくなった場合(現在の立地場所は新たな都市づくりの拠点ではなく、市内30年以上操業企業に該当する場合)

$$\begin{aligned}
 & \text{返還額} = 5 \text{億円} (\text{当初交付予定額} 10 \text{億円} - \text{期間A}) \\
 & \quad - 0 \text{億円} (\text{新たな都市づくりの拠点非該当のため}) \\
 & \quad - 2 \text{億円} (\text{市内30年以上操業企業のみ該当(B期間)}: 4 \text{億円} \div 2) \\
 & = 3 \text{億円}
 \end{aligned}$$

対象区分	土地取得奨励金	建物建設奨励金	奨励金合計額
リーディング産業(当初)	3億円	7億円	10億円
リーディング産業(A期間)	1.5億円	3.5億円	5億円
リーディング産業(B期間) <small>要返還額</small>	1.5億円	3.5億円	5億円
新たな都市づくりの拠点(B期間)	0円	-	0円
市内30年以上操業企業(B期間)	-	2億円 <small>限度額4億円の半分</small>	2億円
奨励金返還額(再計算後)	1.5億円	1.5億円	3億円

(3) 本社移転に係る要件を満たさなくなった場合

次の本社移転に係る要件のいずれかが満たせなくなってしまう場合に、奨励措置の適用の決定を取り消した後に返還を求めることとする。

(本社移転)

- ア 法人登記において本社が市内に置かれていること。

イ 全ての本社機能に係る従業員人数に対し、市内に置いた本社機能に係る従業員人数が過半であること。

$$\text{本社の市外移転} = \text{交付額} \times \frac{10\text{年} \times 12\text{ヶ月} - \text{本社設置月数}}{10\text{年} \times 12\text{ヶ月}} \text{ (千円未満切上げ) の返還}$$

本社設置月数…操業開始から本社移転の要件を満たさなくなった日の月数(1ヶ月に満たない日数は切り捨てる。)

#### (4) 虚偽の申請

申請の内容が虚偽であった場合は、認定そのものにも影響を与える状況となるので、初めからなかったものとし、取下げと同様の効果とする。

奨励金全額返還、不均一課税も全て取り消し、地方税法に基づき更正

##### 【該当する例】

- ・ 立地計画の内容に虚偽が含まれていた場合

#### ア 施設整備奨励金等の返還

奨励措置の適用の決定を全て取り消し、これに係る施設整備奨励金等の交付決定を全て取り消して奨励金の全額返還を求める。

#### イ 不均一課税

過年度分もすべて不均一課税を取り消し、地方税法第17条の5の規定により税額更正の上納付を求める。

#### (5) 粉飾決算、不法就労、カルテル等の違法行為

これら不法行為による奨励措置の取扱い、会社法、労働基準法、公正取引法等の関連法令に従い当局の捜査が及び、裁判等を経て罰則の適用等、違法であることの結果が確定した場合に適用する。

取消しを適用する時期は、原則として裁判所等で認定された事実に従うこととする。当該行為の事実の認定によっては、遡及的な取消しが必要になるケースも考えられる。

奨励金一部返還、不均一課税を翌年度から停止

##### 【該当する例】

- ・ 悪質な粉飾決算をしていたことが発覚し、会社法違反等で罰則が適用された場合
- ・ ビザのない外国人を従業員として就労させていたことが発覚して入国管理法違反の罰則が適用された場合
- ・ 未成年を深夜業務に就かせていたこと等が発覚して労働基準法違反の罰則が適用された場合
- ・ 独占禁止法による課徴金が課された場合

#### ア 施設整備奨励金等の返還

原則として、裁判等により確定した場合の当該事実が発生した時点を捉え、10年間の操業継続義務に置き換えて当該事実の前までに操業していた月数(1ヶ月に満たない日数は切り捨てる。)を除いた月数を「将来果たすべき操業継続義務に相当する月数」と捉えて取り消す。

#### イ 不均一課税の停止

当該認定された事実の日(不法行為を行った日等)の属する年度の翌年度(当該認定された事実の日が1月2日から3月31日までの間である場合は、翌々年度)以後について停止し、既に実施した過年度及

び現年度の不均一課税については、更正しない。

#### (6) 軽微な変更

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 奨励金については、原則として、返還を求めない。</li><li>・ 不均一課税については、課税客体そのものがなくなるため、当然に対象外となる。</li></ul> |
|---|

#### 【該当する例】

- ・ 償却資産の売却、配置転換等をした場合

#### ア 奨励金の返還

原則として、返還を求めない。

理由として、償却資産は、償却期間が様々で不均一課税期間(5年)内に償却を終えるもの、不均一課税期間内に技術の進歩により陳腐化してしまうもの等、その性質が様々である。

異動状況についても、現条例第8条第1項等の規定による不均一課税のための申告により把握できるのは5年間であるため、10年間の操業義務期間中の異動状況についてすべてを把握することは不可能である。

特に、機械設備については、技術開発、生産効率化などの企業活動から異動は激しいと想定されるほか、立地計画の順調な消化に伴い設備を更新する場合、新規事業を展開するために奨励措置を受けた償却資産の売却等をする場合なども想定され、当該償却資産に係る奨励金を算定して返還を求めるのは合理性に欠ける。

#### イ 不均一課税

課税客体そのものがなくなるため、当然に対象外となる。過年度分については、取り消さない。

### 3 市内企業活用奨励金について

原則として、「(1)事業所の廃止、撤退」に準じる取扱いとする。
---------------------------------

#### (1) 理由

ア 市内企業活用奨励金は、工場の立地による市内経済への波及効果をより高めるために市内企業の活用を促すためのものとして本市に立地する企業に対し設けた奨励措置であること。

イ 更に市内企業活用奨励金は、本市に立地する企業がこれまで市外企業へ発注していたものから市内企業を活用することへの変換を促すものに留まらず、維持管理や増設等長期にわたって継続的に活用してもらうことで経済波及効果をより高めるものとして設定したものであること。

これらのことから、市内に立地する企業の工場が何らかの理由により操業しなくなった場合においては奨励措置の適用の決定の取消しを行い、市内企業活用奨励金においても返還を求める。

#### (2) 原則に該当しない場合

そもそも市内企業活用奨励金の交付要件に該当する建設事業者ではなかったことが判明した場合など

### 4 雇用奨励金について

原則として、奨励金の返還の対象にはしない。
-----------------------

#### (1) 理由

ア 雇用奨励金は、市民を正社員として雇用することを促すためのものであること。

- イ 企業側が正社員の採用のために投ずる初期費用(健康保険、雇用保険、厚生年金等)の半額程度を補助する意図で設けたこと。
- ウ 要件に該当する正社員が1年もしくは3年以上当該企業に在籍していたことを確認した上で、雇用した事実に対して交付決定を行うものであること。  
これらのことから、原則として奨励措置の適用の決定の取消しの対象とはせず、雇用奨励金が交付されていても返還させる対象にはしない。

(2) 原則に該当しない場合

そもそも雇用奨励金に該当する社員ではなかったことが判明した場合  
雇用奨励金の要件を満たす賃貸借契約の期間ではなかった など

5 不均一課税について

原則として、過年度分及び現年度分については取消しの対象とせず、翌年度以後について取消しの対象とする。

理由として、固定資産税及び都市計画税は、賦課期日(=1月1日)において課税の状況を把握し、その後に不均一課税の適用を受けるための申告、審査を経て決定している。

賦課期日現在において適正に操業をしていた企業に対し適正に不均一課税を適用したのであれば、これを遡って取り消すことは、行政法学上の「決定当時適法であれば、取消しの効果は遡及しない」という原則に該当する。よって、不均一課税について過年度分及び一度決定した現年度の分の取消しはしない。

6 企業グループにおける複数法人に対する奨励措置の適用の決定の取消し及び奨励金の返還について

奨励措置の適用の決定を受けた企業グループにおける複数法人全てに対して奨励金の返還を命ずる。

理由として、企業グループにおける複数法人においては、立地計画の認定申請、認定通知、奨励措置の適用申請、奨励金の交付決定、奨励金の交付請求等、全ての手続きを連名で行うものとしており、その効果は連名の複数法人全てに及んでいる。こうしたことから、返還金に係る債務については、奨励措置の適用の決定を受けた企業グループにおける複数法人全てが負うこととなる。

7 現条例第11条第1項等ただし書の適用をする場合

現条例第11条第1項等の「ただし書」(10年事業継続義務の例外)については、災害による被害を受けた場合等、当該企業の責めによらない事情により事業所の廃止、償却資産の売却等をした場合について適用するものとする。

8 この基準に該当しない案件の取扱い

この基準に直接該当しない案件で事業内容の変更、償却資産の変動等の事案が生じた際は、その都度企業に対してヒアリング調査を行い、1件ごとに審査を行う。手続の流れは同様とする。

9 取消し、返還等の手続

